

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成28年8月31日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区中堂寺櫛筒町1番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 彌榮自動車株式会社 代表取締役社長 桑田 佳幸 電話 075-841-6261					
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業				細分類番号	4   3   2   1	
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	彌榮自動車株式会社は「京都議定書」を生み出した京都を基盤とする旅客運送事業者として、環境保全活動に取り組み、法令等を遵守し、創業以来培う「安全」「快適」「信頼」を基本とする高品質なサービスの提供により地域に貢献し、企業活動と自然環境の調和を目指して社会的責任を果たします。						
計画を推進するための体制	取締役社長を統括環境保全管理責任者とする環境保全活動推進体制を導入し、常務取締役を統括環境保全推進責任者として本社・各営業センターおよび環境保全推進事務局で取り組みを行っている。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	9,949.2 トン	9,677.5 トン	10,145.5 トン		-0.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,098.9 トン	9,677.5 トン	10,145.5 トン		-1.9 パーセント	
	実績に対する自己評価	事務所等排出区分においては二酸化炭素排出量が増加しているが、各種エネルギーの実数値を見れば使用量を抑制できており、翌年度も継続していきたい					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	営業車両	事業活動に伴う排出の量 (実車走行距離(万km))	6.88	6.93	7.12		2.11 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
		実績に対する自己評価	全体として基準年度と比較し横ばいという結果になったが、輸送排出区分においては二酸化炭素排出量を大きく削減することができている。アイドリングストップ車両をはじめとした環境対応車両の導入、エコドライブの啓発推進などの取り組みが削減に貢献。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		90.0 パーセント	90.0 パーセント	90.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	アイドリングストップ車両への代替継続。エコドライブ啓発推進。節電(照明消灯・空調の適正温度設定など)					
	(27)年度	アイドリングストップ車両への代替継続。エコドライブ啓発推進。節電(照明消灯・空調の適正温度設定など)					
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	できるだけ自家用車両での通勤を控え、公共交通機関を利用して通勤を行うよう努める。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	ほぼ実施できているが、引き続き呼びかけていく。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	タクシーは液化石油ガス(LPG)という環境にやさしい燃料を使用しているという点で環境にやさしい公共交通機関であり、自家用車両からの乗り換え需要にお応えするという形で環境保全に貢献している。また、「DO YOU KNOW KYOTO?統一行動ライトダウン」の参加、「京都市エコドライブ推進事業所」としての取り組みも継続している。						
特記事項	営業用車両については、アイドリングストップ車両をはじめとした環境対応車両への代替を継続的に行う。また、ジャンボタクシーで使用しているハイエース(ガソリン車)を一部LPGハイブリッド車に改造し、燃費の効率化を図る。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。